

令和 7 年度沖縄県献血推進計画

1 目 的

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 0 号）第 1 0 条第 5 項の規定に基づき、国の定めた基本方針及び献血推進計画を踏まえ、県民に対し献血思想の普及啓発を図るとともに、採血事業者による献血の受け入れが円滑に実施されるよう、令和 7 年度の沖縄県における献血の推進に関する計画を定めるものである。

2 基本方針

県、市町村、沖縄県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、連携を密にして、本県において必要な献血量を確保するとともに、次の項目に重点をおいて、血液事業を推進する。

- （１）若年層献血者の拡大
- （２）安全な血液の安定供給の確保

3 献血目標

令和 7 年度の沖縄県における献血目標量は、全血献血 16,075L、成分献血 8,395L とし、その献血目標量を確保するための献血者数の内訳は下表のとおりである。

種別	献血目標量（L）		目標献血者数（人）		総計（人）	
	令和 7 年度	令和 6 年度	移動採血車	献血ルーム	令和 7 年度	令和 6 年度
全血献血	16, 075	15, 016	34, 086	6, 240	40, 326	37, 687
2 0 0 mL	55	59	100	176	276	294
4 0 0 mL	16, 020	14, 957	33, 986	6, 046	40, 050	37, 393
成分献血	8, 395	8, 385		14, 947	14, 947	14, 954
血漿	6, 127	6, 020		10, 836	10, 836	10, 715
血小板	2, 268	2, 365		4, 111	4, 111	4, 239
合計	24, 470	23, 401	34, 086	21, 187	55, 273	53, 014

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合がある。

4 献血目標を達成するための取り組み事項

(1) 献血の推進に携わる関係者の役割

- ア 県は本計画に基づき、各種キャンペーンの実施や広報媒体を活用し、県民の献血や血液製剤に関することへの理解を深めることにより献血を推進し、血液センターの献血受入計画の実施が確保できるよう所要の措置を講ずる。
- イ 市町村は血液センターによる献血の受入が推進されるよう、住民の献血への理解を深める等、地域の実情に応じた献血推進に努める。
- ウ 血液センターは献血受入計画を作成し、県及び市町村の行う献血推進の取り組みに協力して、住民に献血への理解と協力を求め、学校関係者や企業等への「献血セミナー」を実施し、正しい知識の普及啓発を図るとともに、採血時の安全性の確保に努め、献血者が安心して献血に協力できる体制づくりに取り組む。

(2) 月間等における献血の普及活動

県は、全国一斉に展開される「愛の血液助け合い運動」（7月）及び「はたちの献血」キャンペーン（1～2月）の月間等において以下の取り組みを実施し、献血者の確保を図る。

- ア 街頭キャンペーンの実施
- イ キャンペーンポスター、パンフレット等を活用した啓発資材の活用
- ウ はたちの若者に向けた献血に関する知事メッセージの伝達（はたちの献血）
- エ 県の各種広報媒体の活用
- オ その他献血の普及啓発のための取り組み

(3) 厚生労働大臣表彰状・感謝状及び県知事表彰状・感謝状の表彰

厚生労働大臣表彰状及び県知事表彰状等を、永年にわたり献血に協力していただいた団体や個人の推薦を行い表彰する。

(4) 沖縄県献血推進協議会の開催

県内の各方面より献血を推進する上での効果的方策や、課題等について広く意見を求めるため、採血事業者、医療関係者、報道関係者、その他各団体からの代表者により構成する沖縄県献血推進協議会を開催する。

また、市町村においても献血推進協議会を活用し、地域の実情に応じた血液事業を推進するとともに、未設置の市町村においては、早期の設置を推進する。

(5) 市町村血液事業担当課長会議の開催

県及び市町村の血液事業担当課長が、献血を推進するうえでの課題や対応策について意見交換するため、市町村血液事業担当課長会議を実施する。

5 若年層献血者の拡大について

(1) 目 標

国が掲げる献血推進2025における若年層の献血率の目標を達成するため、下記の目標を設定し、以下の取組をとって献血の推進を図る。

	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 実績値	令和7年度 目標値
国	5.7%	—				6.7%
沖縄県(10～30代)	42.8%	40.0%	37.6%	36.6%	35.0%	6.7%
沖縄県(10代)	7.2%	5.4%	4.5%	5.1%	5.0%	6.6%
沖縄県(20代)	14.2%	14.0%	13.3%	12.1%	12.1%	6.8%
沖縄県(30代)	21.4%	20.7%	19.9%	17.9%	17.9%	6.6%

※令和元年度から令和5年度の各年代別実績値については、沖縄県内総献血者数に対する割合

※令和7年度 国 目標値（「令和元年度 国 実績値」含む）については、若年層（16才～39才）の人口に対する献血者数の割合（献血率）

(2) 高校、大学及び各種専門学校での献血の推進

ア 県及び血液センターは、若年層に実際に献血してもらえよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、実効性のある取組を行う。

イ 学生の方々に、実際に献血をしていただき、献血を身近に感じてもらうことにより、社会人になって以降の将来の献血協力へ繋げる。

(3) 若年層向け啓発資材の作成

県は、献血啓発資材の作成に際して、学生献血推進ボランティア等と連携して若年層が好む表現や物品を検討する。

(4) 高等学校における献血教室の実施

県及び血液センターは、輸血経験者の体験談等を交えた献血教室の実施をととし、献血についての理解と知識を深めてもらい、将来の献血協力へ繋げる。

(5) 関係者向け献血セミナー（献血教室・血液教室など）の説明実施

県及び血液センターは、次世代献血者への献血思想普及を図るため、各学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）の養護教諭研修会、校長会、教頭会などの集会の場において、血液センターが実施する献血セミナーの説明を行い、若年層の献血協力に繋げる。

(6) 企業等での献血の推進

企業等の代表者に対し、若年層献血者が減少により将来的に血液製剤の安定供給が危ぶまれる可能性があることをご理解いただき、特に20～30代層の献血促進について、協力を求める。

(7) 小学生・中学生を対象とした施策

県及び血液センターは、国の実施する、小中学校現場での献血推進活動を含め、献血への理解を深めてもらうための取組に協力する。

6 安全な血液の安定供給の確保

(1) 目 標

同一献血者の繰り返しの献血が、安全な血液を確保することに繋がるため、新たに複

数回献血協力者（ラブラッド会員）を確保する。また、これまで確保したラブラッド会員による献血を確保する。

※平成 30 年 10 月末から『複数回献血クラブ』は新しく『献血推進予約システム（愛称：ラブラッド）』へ変わり、効率的な献血依頼要請及び固定施設での献血予約が可能になった。

（２）献血協力団体の育成

県及び市町村は、献血協力団体に対し、引き続き献血への協力を求めていくとともに、新たな献血協力団体の育成に取り組むこととする。

（３）実効的な献血実施日程の策定と管理

県及び市町村は、血液センターによる献血の受入が円滑に実施されるよう、血液センターと協議のうえ、移動採血車による採血日程を設定するとともに、公共施設の提供や献血者確保に努める。

なお、献血者の確保について、市町村はそれぞれの地域の実情に応じて各種広報媒体や、市町村献血推進協議会を活用する。

（４）血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

県は、血液センターと連携して赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、国及び日本赤十字社の対応マニュアルに基づき早急に所要の対策を講じる。

（５）感染症等の検査を目的とした献血の防止

「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、HIV をはじめとした、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、あらゆる機会を通じて周知する。

7 その他の取り組み

（１）献血推進計画の確認及び評価

献血推進計画の進捗状況について随時、本計画の確認・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

（２）血液製剤の適正使用の普及

県及び血液センターは、輸血療法を行う医療機関に対して、血液製剤の安全かつ適正な輸血に関する情報提供を行う。

また、医療機関相互で血液製剤の適正使用について協議する場として、沖縄県合同輸血療法委員会を開催する。

（３）災害時等における血液の確保

県は沖縄県地域防災計画に基づき、災害時等における血液製剤の確保に必要な対策を講ずる。また、災害時等における血液が確保されるよう、様々な媒体を通じ、広域的な献血の確保を行う。

血液センターは、災害時等における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、災害時等における血液の確保に努める。

採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、血液センターは、新興、再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な血液環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力をよびかける。また、県及び市町村は、血液センターの取組を支援する。